

時事新報は一年三百六十五日、日も休刊無し

時事新報

第二千七百六十九號
明治廿三年九月六日 土曜日
舊曆庚寅七月廿二日 (庚寅)
出刊時間
日 八時五十分
月 八時五十分
年 八時五十分
西曆一千八百九十年

時事新報

生絲荷金銀策と豫定不可

生絲荷金銀策と豫定不可
生絲貿易は日本の財務上に於て大關係あるものなり今假りに横濱に於て二萬圓の生絲荷が堆積したりとすれば其價は百斤に付き六百圓とすも殆んど一千萬圓にして其相場上に於て假令一割の浮沈あれば爰に百萬圓内外の損益を生ず可き筈にして當業者の機轉如何に因り僅々一二箇月間に無中より百萬圓を生じ或は有中より百萬圓を空とする場合もある可し其關係實に重大なるものなれば當業者が掛引上萬端慮して怠らざる可きは勿論、日本國金融の根柢たる日本銀行の向きに於ても生絲荷物に對しては假令直接に手を出さざるも或は正金銀行をして生絲商人と相對して夫れ々々金融上の便宜を謀らしむるか或は其他の方法を以て金力の及ばん限り努力のあらん限りを盡し此實業上に向て非常の便宜を與へざる可らざるは固より多言を待たざる所なり然るに今日横濱の絲況を見るに此處何年取引不活潑の時節と申しながら金銀價の大變動、需要先の不景氣等種々の原因あるを以て暫時商賈休業の姿と爲り退々各地より輻輳する生絲は倉庫中に堆積するのみにして近日來の在荷は一萬五千圓を超えて將に二萬圓に達せんとし此順序を以て進むときは在荷三萬圓の變を聞くも蓋し遠きに非ざる可し斯くて生絲の堆積しつゝある今日、生絲荷主並に其商人は如何に之を處分す可きや其前途の見込に就き一脱に據れば本年歐洲絹織物の需要は兎角渺々しきものとなく昨年早昂の機屋より巴里博覽會に出品したる者は今尙ほ殘品として賣先難しく扱して不景氣なるに加へて近頃佛國當業者中に伊太利生絲の關稅を減じ之を復舊せんとの説起り其實行も遠からざる可く日本の生絲商人が目下の相場を看して更に他日を待たたらば伊太利商人は佛國に又北米合衆國に先きに過はりて其絲を賣り抜け我生絲商人は結局投げ賣りの窮策に出で今より幾層困難の地位に陥るゝある可しと云ふ者あり又その反對の一説に據れば今や銀價は向上にして外國貿易者に取りては曠る困難の場合なれども今より一二箇月を経て米國大藏省に於ても豫示したるが如く彼の定額の銀塊を賣入れ金々その賣額を示すに於ては世界各國決心を見抜きて金銀價も其止まる所に止まり斯くて銀が高き儘に其高き所に一定して動かさるに至らば之が爲めに世界の貿易が中絶するにも非ず特に絹織物の如き云はば人間の奢侈品にして價を一二割貴くしたりとて入用の者は失墜り入用にして之を買入れざる可らざるが故に今後歐洲諸國に於て生絲の需要の漸絶せざる限りは直段の銀價は抑はらず早晩之を仕入れざる可らざるの時節到來するは、と容れず且つ今年の銀況を聞くと支那地方の不作ありしは事實固より明白なり伊太利は昨年の不景氣比して少しく好作なりしのみ我日本國にても氣味不振の爲め例年より産額を減じたるは人の能く知る所にして本年世界の生絲額は之を前年の割合に比

は目前暫時の逆運を忍んで今後一二箇月間は黙して之を待張るの策を立て徐に好き價を待たざる可らず云々と云ふ我輩は右強弱二様の説を開き何れとも判断するもと能はざれども從來の例を以てするに我生絲荷主なる者は多くは金に餘裕なくして前途の望を抱きながら一時の窮策已むを得ずして相手に足元を蹴はるゝ體、泣て其荷物を賣りするなどの場合は毎度珍らしからざるが故に差向き各地方の荷主と横濱の商人は身を今日逆運に處して今後二三箇月間に先づ荷物を賣せ置かざる可らずとの胸算を定むるに要するに活商賣の事あれば中道如何なる變化ありて如何なる處分を爲さざる可らざるや其は隨機應變なれども兎に角に金融の途を豫算し之を持張るに何程の金を要して其金は何れの處より引出す可きや先づ其邊の問題を定め置くに實に今日の急要なる可し聞く所に據るに目下横濱の生絲在荷は凡そ一萬五千圓と稱し此荷物の貸出したる金子は多くは横濱生絲商並に土地の銀行の金子にして日本銀行出の金が此部分に關係したるは極めて少額ならんと雖も追々荷物の増加するに隨ひ日本銀行の筋に向て少しく其金の融通を促せば當方にも不手廻りなりとて兎角出し廻り勝ちの様子ありと云ふ今日にして此くの如くなれば今後の勢推して知る可し勿論日本銀行の人は我生絲貿易の利害果して如何に大なるや充分承知の事ならんと雖も横濱の難局に當る者は、豫め日本銀行に談じて今より後來の處分案を定め時に臨みて狼狽せざるの覺悟あらんと我輩が我貿易上の現況に感じて敢て希望し置くものなり

官報

- 勅令第九十九號
明治二十三年九月三日
陸軍大臣 田代山田 謹
陸軍省事務例中改正ノ件ヲ可シ之ヲ公布セシム
勅令第九十九號
明治二十三年九月三日
陸軍大臣 田代山田 謹
陸軍省事務例中改正ノ件ヲ可シ之ヲ公布セシム
勅令第九十九號
明治二十三年九月三日
陸軍大臣 田代山田 謹
陸軍省事務例中改正ノ件ヲ可シ之ヲ公布セシム

第四十號
勅令第九十九號
明治二十三年九月三日
陸軍大臣 田代山田 謹
陸軍省事務例中改正ノ件ヲ可シ之ヲ公布セシム
勅令第九十九號
明治二十三年九月三日
陸軍大臣 田代山田 謹
陸軍省事務例中改正ノ件ヲ可シ之ヲ公布セシム

日の事な
ア若くは
あるを要
め其他砂
易くし之
みどなし
本舞臺一
茶店の表
ル此上に
柱にいろ
したる暖
方奥深に
て見切り
の東京案
二二幅御
見之宜ろ
(馬丁)サ
すヨ(茶屋
湯本へ行
の其内に
ぬから中
すども夫
たふ二方
出でなす
う御座い
を買て乗
オヤあな
大磯で引
贈るには
の紙包(草
附けて馴
持参し大
至十圓附
届ける
具方は幕
り頭取は
意らず都
して若し
してかけ
幕を贈れ
ラリと云
羽織袴に
を相圖に
打つと
けす間々
打ぬぬい
日はもの
と云ひ
申さん借
通路にし
奥鼻を撲